

電源立地地域対策交付金の交付期間延長等に関する意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障が生ずることが危惧される。

豊富な水に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国においては、水力交付金の交付期間の延長等の実現に向け、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 水力交付金は、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるが、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があることを考慮し、平成23年度以降は恒久的な制度とすること。
- 2 原子力発電施設に対する交付金との格差が大き過ぎることを考慮し、水力交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続の簡素化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月22日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	鳩	山	由紀夫	様
総務大臣	原	口	一博	様
財務大臣	藤	井	裕久	様
経済産業大臣	直	嶋	正行	様
衆議院議長	横	路	孝弘	様
参議院議長	江	田	五月	様